

## 第 2 6 4 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 本件異議申立てに至る経過

1 平成27年12月10日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 平成26年度政務活動費として支払いをした領収証及び文書の写し

(2) 対象政党 自由民主党

(3) 具体的な請求内容

ア 切手代（冊子No. 4）平成26年 4月 1日～平成26年 4月30日

イ 資料作成費（⑧）

ウ 資料購入費（⑨）

2 同年12月22日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成26年度政務活動費領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（請求に係るもの）

（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 平成28年 2月 3日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、本件行政文書に記載されている議員の住所（公表されているものを除く）及び顧客番号、個人の住所、氏名及び印影、法人に勤務する者の氏名及び印影は、個人の職業、社会活動等に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、当該政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定され、本市においては、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年名古屋市条例第 1号。以下「政務活動費交付条例」という。）が制定され、名古屋市会における会派に対し、政務活動費が交付されている。

(2) 政務活動費交付条例第 5条第 1項では「政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならない。」と規定され、毎年各会派から議長に対し、収支報告書及び領収書等の写しが提出されている。

(3) 各会派から議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しは、政務活動費交付条例第 7条の規定に従い、条例第 7条第 1項に規定する非公開情報が記録されている部分を除き、閲覧に供しており、本件行政文書も同様である。

本件行政文書は、自由民主党名古屋市会議員団（以下「本件会派」という。）に対して交付された政務活動費の支出に係る文書であり、本件会派から議長に提出された収支報告書に添付されたものである。実施機関は、本件会派からの収支報告書等を收受したに過ぎず、領収書の相手方と直接的に取引があるわけではない。

(4) 本件行政文書のうち、「守山区主要整備事業」の製本代に係る領収書については、非公開部分は住所並びに個人の氏名及び印影である。領収書の但し書には、「製本代」とあるが、製本代に係る領収書の発行者であるからといって、直ちにその者が印刷業を営む個人と断定することはできず、本件会派が、印刷業を営む個人ではない一個人に、アルバイト的に原稿の印刷、製本等の作業を依頼することも十分考えられるところである。

当該領収書の領収金額は、100,000円及び54,000円であるところ、いず

れも収入印紙が貼られておらず、領収書発行者自身において、同種の行為を反復継続して行う者ではない、すなわち印刷業を営む個人ではないことを示すものと考えべきである。

(5) 本件行政文書のうち、「S Lの運行について」資料作成に係る領収書については、非公開部分は住所並びに個人の氏名及び印影である。領収書等貼付用紙における備考欄には、「資料作成」とあるが、本件会派から「資料作成」を個人に依頼する場合に、直ちにその相手方がコンサルタント等の調査業務を営む個人であると断定することはできず、本件会派が、コンサルタント等の調査業務を営む個人ではない一個人に、アルバイト的に資料の収集やその資料を整理した上での印刷を依頼することも十分考えられるところである。

当該領収書の領収金額は428,000円であるところ、収入印紙が貼られておらず、領収書発行者自身において、同種の行為を反復継続して行う者ではない、すなわちコンサルタント等の調査業務を営む個人ではないことを示すものと考えべきである。

(6) 本件会派から議長あてに提出された収支報告書及びその添付書類には、成果物及び切手を分割して購入した理由等を記載した文書は含まれておらず、実施機関において当該行政文書は取得していない。

#### 第 4 異議申立人の主張

##### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書の非公開部分のうち、個人の住所及び氏名（以下「本件情報」という。）並びに本件行政文書に記載された成果物（以下「本件請求文書①」という。）を公開するほか、切手を分散して購入した理由（以下「本件請求文書②」という。）を明らかにするととの裁決を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 高額支払いにもかかわらず、領収書発行者が黒塗りされ、全てに成果物が添付されていない。黒塗り部分及び成果物を公開すべきである。

(2) 実施機関は、印刷業やコンサルタント等の調査業務を営む個人ではない

と述べているが、高額が支払われているため、住所及び個人の氏名を明らかにすべきである。

(3) 政務活動費の支出は、領収書と成果物が一体である。領収書と成果物の確認作業後に支払うことが妥当であるので、確認ができるように情報公開文書に添付すべきである。企業での支払いは、領収書だけではなく、支払内容の資料添付を求めることが常識である。実施機関が成果物の取得を怠ったか、支出側が提出責任を怠ったのではないか。

(4) 高額の手紙を一か所で購入できるにもかかわらず、10分から20分間隔で特定の区域の複数の郵便局で購入している。購入方法が作為的で異常であるので、なぜ分散して購入したのか明らかにすべきである。

(5) 政務活動費の領収書を会派名ではなく個人名で公開してほしい。他の自治体では会派の個人名で公開しているところがある。誰がどのように使ったのかわかるように公開したほうが、市民から信頼されるのではないか。

(6) 領収書の閲覧方法について、今は1か月間に限り市会図書室で閲覧できるが、インターネットで公開してほしい。全国的にはインターネットで公開している自治体があるので、改善してほしい。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

本件情報の条例第7条第1項第1号該当性並びに本件請求文書①及び②の有無が争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 政務活動費は、上記第 3 2 (1)のとおり、地方自治法第 100条第14項、15項及び16項に基づき、政務活動費交付条例の定めるところにより、名古屋市の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市長から、議会における会派に交付されるものである。

(2) 上記第 3 2 (2)のとおり、政務活動費の交付を受けた会派代表者は、政務活動費交付条例第 5条に基づき、毎年、前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを議長に提出する。

本件行政文書は、本件会派が議長に提出した、平成26年度の交付に係る政務活動費についての収支報告書のうち、資料作成費に係るものである。

(3) 本件行政文書は、主に、領収書等貼付欄並びに政務活動費の使途及び充当額等の記入欄で構成されており、本件情報は、貼付された領収書（以下「本件領収書」という。）に記載された領収書発行者の住所及び氏名のうち、個人に係るものである。

また、本件請求文書①は、本件領収書に成果物として記載された冊子及び資料等そのものであり、本件請求文書②は、本件領収書のうち、82円普通切手を購入した複数の領収書について、これら切手を分散購入した根拠が分かる文書である。

#### 4 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、上記 3 (3)のとおり、個人の氏名及び住所に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(3) また、本件情報は、個人の所得に関する情報を明らかにするものであり、これらは一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(4) 一方、本件情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報である場合、

法人の事業活動に関する情報と同様の性格を有することから、本号は適用されないところ、本件領収書を見分すると、本件情報に係るものを除く他の領収書は事業者により発行されており、本件情報に係るものについても、事業を営む個人により発行され、本件情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報である可能性は否定できない。

(5) この点について、実施機関は、上記第 3 2 (4)及び (5)のとおり、本件情報に係る領収書に収入印紙が貼付されていないことを副次的に主張し、本件情報は事業を営む個人に関するものではないと判断している。

しかしながら、領収書に収入印紙が貼付されていない理由が客観的に明らかでないため、収入印紙の貼付がないことは、当該個人が事業を営む個人ではないと判断する理由として適切であるとは認めがたい。

(6) もっとも、本件行政文書は、実施機関が本件会派から収支報告書として取得したものであり、本件領収書は、本件会派と第三者との契約において作成されたものである。このため、領収書が個人名で作成された場合、収支報告書において当該個人が事業を営む者であるか否かが明示されていないければ、実施機関が単独で、本件情報が事業を営む個人に関するものか否かを明確にすることは困難であると思料される。

(7) 条例第 3 条は、「行政文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。この条例の趣旨を踏まえると、このように個人に関する情報でない可能性の排除が困難であった本件につき、公開することによる影響が不明確であることから、本件情報を非公開とした実施機関の判断はやむを得ず、結論において妥当であると言わざるを得ない。

(8) 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

## 5 本件情報①及び②の有無について

(1) 行政文書とは、条例第 2 条第 2 号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(2) 政務活動費の収支報告については、上記 3 (2)のとおり、会派代表者が領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを議長に提出するとされているほか、名古屋市会政務活動費の交付に関する規則第 6条により、会派の経理責任者において、領収書等の証拠書類を整理し、保管することが義務付けられている。

(3) このため、本件請求文書①及び②は、政務活動費の交付を受けた本件会派において作成又は保管されていることも考えられるが、政務活動費の収支報告書に領収書が添付されている場合、実施機関が本件会派に対して領収書以外の疎明資料の提出を求めることは考え難く、本件請求文書①及び②を取得していないとする実施機関の主張は不合理ではない。

(4) したがって、実施機関は、本件請求文書①及び②を保有していないことから、本件公開請求に対し、本件行政文書のみを特定したことは妥当であると認められる。

6 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4及び 5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 2月23日	諮問書の受理
3月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月10日	弁明意見書の受理
5月24日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月23日	反論意見書の受理
令和元年 9月20日 (第 4回第 3小委員会)	調査審議

10月18日 (第 5回第 3小委員会)	異議申立人の意見を聴取
同日 (第 5回第 3小委員会)	調査審議
11月15日 (第 6回第 3小委員会)	調査審議
11月27日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人